

共同訴訟における提訴手数料と訴訟上の救助の付与対象となるべき額

- 【文献種別】 決定／最高裁判所第一小法廷
【裁判年月日】 令和 5 年 10 月 19 日
【事件番号】 令和 5 年（許）第 1 号
【事件名】 訴訟救助付与申立て却下決定に対する抗告審の取消決定等に対する許可抗告事件
【裁判結果】 原決定破棄、差戻し
【参照法令】 民事訴訟法 9 条 1 項本文・82 条 1 項本文・83 条 1 項 1 号、民事訴訟費用等に関する法律 4 条 1 項・9 条 3 項柱書き
【掲載誌】 民集 77 卷 7 号 1756 頁、裁時 1826 号 52 頁、訟月 70 卷 4 号 445 頁、判時 2595 号 46 頁、判タ 1518 号 86 頁、金法 2235 号 50 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25573117

新潟大学准教授 張 子弦

事実の概要

本件は、平成 30 年に発生した西日本の豪雨により被害を受けたとする X ら（原審抗告人・相手方）を含む 32 名（原々審申立人）（以下「本件各原告」という）が、ダムの事前放流や河川整備等の懈怠等があったことを理由に、Y（国・抗告人）ほか 3 名に対して共同不法行為に基づき損害賠償を求めた基本事件において、訴訟上の救助の申立て（以下「本件申立て」という）をした事案である。

原々審（岡山地決令 3・3・10）は、本件申立ての一部（うち 13 名の申立て）を認容し、それぞれ基本事件の訴え提起手数料を各人の請求額で案分した額の手数料につき訴訟上の救助を付与したが、民事訴訟法 82 条 1 項本文に規定する資力要件を欠くことを理由に X ら（16 名）の申立てを却下した。X らが即時抗告をした（残りの 3 名については、原々決定後に救助付与決定がなされた）。

原審（広島高岡山支決令 4・10・7）は、原々審においては、本件各原告の納付すべき訴え提起手数料が基本事件の訴え提起手数料を各人の請求額で按分した額に止まることを前提とした審理がされており、訴訟救助の付与対象に誤りがあったとした上で、1 個の訴え提起手数料全額を各自納付すべきであることを前提として、一部救助の余地を含めて資力要件の審理をすべきであるとして、原々決定中 X らの申立てを却下した部分を取り消

し、本件を原々審に差し戻した。これに対して、Y が抗告許可の申立てをし、許可された。

決定の要旨

破棄差戻し。

「共同して訴えを提起した各原告の請求の価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする場合において、各原告の請求に係る訴え提起の手数料の額は、上記訴訟の目的の価額を基礎として算出される訴え提起の手数料の額を各原告の請求の価額に応じて案分して得た額であると解される（民事訴訟費用等に関する法律 9 条 3 項柱書き参照）。したがって、上記の場合において、訴え提起の手数料につき各原告に対する訴訟上の救助の付与対象となるべき額は、上記のとおり案分して得た額に限られると解するのが相当である。

そして、各原告は、共同して訴えを提起することなく個別に訴えを提起したとしても訴訟上の救助の付与を受けることができるのであるから、他の共同原告の請求に係る訴え提起の手数料の支払を要することを前提に各原告につき訴訟上の救助による救済を図る必要性があるとは考えられない。したがって、上記の場合において、各原告につき民訴法 82 条 1 項本文にいう『訴訟の準備及び追行に必要な費用』として考慮すべき訴え提起の手数料の額は、上記のとおり案分して得た額で

あると解するのが相当である。」

判例の解説

一 本決定の意義

本件では、訴えの主観的併合（通常共同訴訟）の場合において、訴えを提起するための手数料（以下「提訴手数料」という）につき、①各原告に対する訴訟救助の付与対象となる額、及び、②訴訟救助の資力要件の判断に際して考慮すべき額を、提訴手数料の全額（全額説）と解すべきか、それともその全額を各原告の請求の価額に応じて案分して得た額（案分額説）と解すべきかが問題となった。本決定は、上記の①②のいずれも案分額とした初めての最高裁判例である¹⁾。

二 提訴手数料の算出方法と問題の所在

当事者は申立てをするには、民事訴訟費用等に関する法律（以下「費用法」という）の定めによる手数料を納めなければならない（費用法3条1項）。これを納めない場合には、訴えは不適法なものとして却下される（費用法6条）。提訴手数料は、訴訟の目的の価額（訴額）が高ければ手数料の加算率が低くなる方法で算出される（費用法別表第一の1項下欄、手数料逓減制）。訴えの主観的併合の場合、提訴手数料は、共同原告の各請求の価額の合算額を基礎として算出される（費用法4条1項、民訴法9条1項本文・合算法則）。実務では、共同原告は各自申立手数料の全額の納付義務を負い、提訴手数料の全額が納付されない限り、全ての請求が不適法となると解されている²⁾。

経済的理由により訴訟費用等を納付できない当事者の裁判を受ける権利（憲法32条）を保障するために、訴訟費用の支払を猶予する訴訟上の救助制度が設けられている³⁾。

訴訟上の救助を利用するためには、申立人は、民訴法82条1項本文所定の「訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない」、又は「その支払により生活に著しい支障を生ずる」ことが必要である（資力要件）⁴⁾。資力要件の判断は、主に(a)申立人の資産・収入等と(b)「訴訟の準備及び追行に必要な費用」の対比によって行われる⁵⁾。(a)については、①申立人の家族の収入・資力、②申立人の居住用不動産や労災給付等、③

自然人の生活水準や法人の事業継続の見込み、④相手方の資力との格差等⁶⁾を考慮すべきか、が争われてきた。(b)「訴訟の準備及び追行に必要な費用」については、これまでは主に費目（当事者費用、弁護士費用）が争われてきた。提訴手数料は裁判費用として(b)に含まれるが、複数の原告による訴訟の場合に、資力要件を判断するために考慮すべき提訴手数料の額については明文規定がない。これを如何に確定すべきかについては、正面から争われた裁判例は見当たらないが、裁判実務においては、案分額を考慮する取扱いがとられてきたようである⁷⁾。

訴訟救助の付与決定を受けた場合、裁判費用の支払猶予（民訴法83条1項1号）等の効果が生じる⁸⁾。本件では、訴えの主観的併合（共同訴訟）の基本事件において、共同原告が提訴手数料につき訴訟上の救助の申立てをしたため、各共同原告に対する訴訟救助の効果として救助の付与対象が提訴手数料の全額であるか、それとも各原告の訴額に応じて案分した額であるかが問題となる。従来の裁判例においては、この問題について争われたものは見当たらない。

三 原決定と本決定の考え方

1 原決定の考え方

原々審と原審は、訴訟救助の付与対象と資力要件とを分けて論じているとはいえないが、原々審は、提訴手数料の全額を本件各原告の請求に応じて案分した額を基に資力要件を判断し、要件を満たす者に対しては、各案分額につき訴訟救助を付与した。これに対し、原審は、本件各原告が「1個の訴え提訴手数料全額を各自納付すべきであることを前提として」(下線筆者)審理すべきであり、案分額を訴訟救助の付与対象とした原審の判断に誤りがあると指摘した。この指摘からすれば、原審は、訴訟救助の付与対象となる額を共同訴訟の提訴手数料の全額と解していると考えられる。その上で、原決定は、「主観的併合をもって訴えという申立てをした各人は、……1個の提訴手数料を各自納付する義務を負うのであり……国に対する納付義務との関係では、上記各人の内部的な負担部分としての訴訟法律関係があるのではな」いことを理由として、全額説を採用した。これは、共同訴訟において、提訴手数料の納付義務が1個

であることから、救助を受けていない共同訴訟人が手数料を納付しないことで受救助者を含む全員が訴えが却下されることを防止するためであると解される。原決定は、経済的な理由で手数料を納付できない当事者を救済する訴訟救助の制度趣旨に沿って資力要件を解釈したものであると評することができる。

また、原決定は、「一部救助の余地を含め、それぞれ訴え提起手数料を支払う資力がないか又は支払によって生活に著しい支障を生じるかを審理すべき」と判示していたが、共同訴訟における「一部救助」が何を指すのかは明らかではない。一部救助は、一般に訴訟費用のうちの一部について救助を付与することをいう⁹⁾。例えば、1個の請求債権の数量的な一部のみを対象に救助を付与することが認められている¹⁰⁾。訴えの主観的併合の場合において、一部救助は、(i) 一部の原告についてのみ訴訟救助を付与すること、(ii) 提訴手数料の一部につき資力を欠く原告に対して当該一部につき救助を付与すること、を意味し得る。原々決定が(i)のように一部の原告に救助を付与し、これに誤りがあり一部救助の余地を含めて審理すべきと指摘した原決定の判断からすれば、原決定のいう「一部救助」は(ii)を意味しているといえよう。

2 本決定の考え方

本決定は、救助付与対象となる提訴手数料の額、及び、資力要件を判断するために考慮すべき提訴手数料の額を分けて判示した。この点からは、訴訟救助の対象が必ずしも資力要件と連動するものではないと考えていると読み取れる。

(1) 訴訟救助の付与対象となる額

本決定は、訴訟救助の付与対象となるべき提訴手数料の額について、現行費用法9条3項柱書き¹¹⁾を参照し、案分額説を採用した。費用法9条は、手数料が過大に納められた場合や申立てが却下又は取り下げられた場合における過納された手数料の還付に関する規定である¹²⁾。同条3項柱書きは、還付される手数料の額は、「民事訴訟法第9条第1項に規定する合算が行われた場合における数個の請求の一に係る手数料にあっては、各請求の価額に応じて案分して得た額」であると定めている。これは、訴額の合算法則が適用

される主観的併合の場合においても、一つの請求の提訴手数料の還付金額はそれぞれの原告の訴額に応じて算出されるという明文規定があるため、訴訟上の救助についても、提訴手数料を案分することが観念できると考えたものであると理解できる。

(2) 資力要件を判断するために考慮すべき額

本決定は、資力要件を判断するために考慮すべき額を案分額としており、前述の裁判実務を是認したものとして評することができる。案分額説を採用する理由として、本決定は、「共同して訴えを提起することなく個別に訴えを提起したとしても、訴訟上の救助の付与を受けることができるのであるから、他の共同原告の請求に係る訴え提起手数料の支払を要することを前提に各原告につき訴訟上の救助による救済を図る必要性がない」と判示している。このような理由づけからすれば、本決定は、訴訟共通・合一確定の必要はなく、共同訴訟人独立の原則(民訴法39条)が適用される通常共同訴訟の特性に基づいて、案分額説を採り、原審の判断を否定したものと考えられる¹³⁾。なお、本決定は、一部救助の可否については言及していないが、原々審と同様、前述の(i)の一部救助を是認していると考えられる。

3 本決定の射程

本決定は、各原告が各自の損害を理由に賠償を求めた通常共同訴訟であることを前提とした判断である。通常共同訴訟以外の多数当事者訴訟の場合は別に考える余地がある。また、差止請求や行政処分取消請求の訴えについては、そもそも各原告が主張する利益が共通であり、合算法則は適用されない(民訴法9条1項ただし書)ため、本決定の射程範囲外である。

四 若干の検討

共同訴訟において、原決定のように救助付与の対象について全額説を採用すると、共同訴訟の提訴手数料全額の支払が猶予されることとなるが、一人の原告が訴訟救助を受けた場合に他の共同訴訟原告も支払猶予の利益を受けることができるかは明らかではない¹⁴⁾。それとともに、全額説を前提とすると、仮に原告側が敗訴すると、受救助者が猶予された提訴手数料の全額の負担を命じら

れる可能性がある¹⁵⁾。全額説にはこのような問題があり、訴訟救助の付与対象となる提訴手数料の額については、案分額説が妥当であろう。また、訴訟救助における資力要件の判断について、通常共同訴訟においては、併合された各請求の経済的利益に共通性が少なく、各当事者の訴訟追行の自由が可能な限り尊重されている。そのため、このような通常共同訴訟の特性に沿って考えても、資力要件のため考慮すべき提訴手数料の額を案分額とするのが理論的に妥当であろう。

しかしながら、資力要件を定める民訴法 82 条 1 項本文は、旧民訴法 118 条を踏襲したものであり、平成 8 年の改正により訴訟救助の対象が拡大されている¹⁶⁾。また、訴訟上の救助の、簡易迅速な手続で幅広く被害者を救済するという目的からしても、資力要件の判断について、今後は、経済的に困窮した者の共同訴訟を利用する可能性を十分に保障できるような解釈が求められよう。

●—注

- 1) 本決定の解説・評釈等として、伊東俊明「判批」法教 523 号 (2024 年) 104 頁、福本知行「判批」令和 5 年重判解 (ジュリ臨増 1597 号) (2024 年) 106 頁、前田志織「判解」ジュリ 1599 号 (2024 年) 129 頁、大江毅「判批」判例秘書ジャーナル HJ100203 (2024 年) 1 頁、加藤新太郎「共同訴訟における訴え提起の手数料と訴訟上の救助の対象となるべき額」NBL1269 号 (2024 年) 80 頁がある。
- 2) 内田恒久 (編)『民事訴訟費用等に関する法律・刑事訴訟費用等に関する法律の解説』(法曹会、1974 年) 138 頁、注 (六)。
- 3) 秋山幹男ほか (編)『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ [第 3 版]』(日本評論社、2022 年) 124 頁、高田裕成＝三木浩一＝山本克己＝山本和彦 (編)『注釈民事訴訟法 (第 2 巻) 総則 (2)』(有斐閣、2023 年) 1～2 頁 [金子宏直] 等。
- 4) 民訴法 82 条 1 項のただし書所定の「勝訴の見込みがないとはいえないとき」(勝訴見込要件) について、本件では、原々審において肯定され、原審と最高裁においても争われていない。
- 5) 実務において、資力要件は、申立人の資産・収入から必要な生活費を控除した上で、訴訟手続を進めるにあたり必要となる裁判費用、調査費用、弁護士費用等の諸経費の支出可能性を全体的に判断するものとされている。秋山ほか・前掲注 3) 126 頁、高田ほか・前掲注 3) 154 頁 [上拂大作]。
- 6) 富山地決昭 45・2・20 (公刊物未登載) は、公害訴訟において、相手方の資力と比較すると、申立人の一部に一定の収入があっても、旧民訴法 118 条にいう「訴訟

費用を支払う資力のない者」に当たると認めた (画一的・集团的取扱い)。これに対して、名古屋高金沢伏決昭 46・2・8 判時 629 号 21 頁 (上記富山地決の控訴審) や大阪地決昭 60・5・16 判タ 562 号 125 頁においては、相手方との資力の格差を考慮に入れることが認められていない (旧 121 条) とした。

- 7) 本件の抗告理由書においては、東京高決昭 51・11・18 民集 29 巻 4 号 186 頁、東京高決平 7・12・25 訟月 43 巻 4 号 1133 頁等が案分額説を採用した先例として挙げられている。ただし、これらの裁判例は、その決定要旨から案分額説に従って処理されていると読めるものに過ぎない。
- 8) 救助効果の人的範囲について、「訴訟上の救助の決定は、これを受けた者のためにのみその効力を有する」と規定されている (民訴法 83 条 2 項、旧民訴法 121 条)。もっとも、民訴法 83 条 2 項は、受救助者が受けた訴訟救助の効果とその承継人に及ばないとしたものと解されている。秋山ほか・前掲注 3) 138 頁を参照。
- 9) 旧民訴法の下では、一部救助の可否が、救助の効果の物的範囲を定める旧民訴法 120 条の解釈論の問題として議論されていた。新堂幸司＝鈴木正裕＝竹下守夫 (編)『注釈民事訴訟法 (2)』(有斐閣、1992 年) 611 頁以下 [福山達夫]、斎藤秀夫 (編著)『注解民事訴訟法 (2) 総則Ⅱ』(第一法規、1971 年) 177 頁以下 [斎藤秀夫] 等を参照。
- 10) 例えば、最判平 27・9・18 民集 69 巻 6 号 1729 頁がある。
- 11) 民事訴訟法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 48 号) により費用法 9 条 2 項は削除され、令和 7 年の施行後は現行費用法 9 条 3 項が 9 条 2 項となる。
- 12) 渡會千恵＝田中ゆかり『民事訴訟等の費用に関する書記官事務の研究』(法曹会、2019 年) 295 頁、307～309 頁を参照。
- 13) 大江・前掲注 1) 6 頁。
- 14) 原決定のように全額説によれば、一人の原告が訴訟救助を受けるときは、他の共同原告も訴え提起の手数料の支払猶予の利益を受けることになり、これは、訴訟救助の効果が一身上専属的なものであること (民訴法 83 条 2 項) と相いれないとする見解がある。大江・前掲注 1) 7 頁を参照。
- 15) 秋山ほか・前掲注 3) 143 頁、前田・前掲注 1) 130 頁、加藤・前掲注 1) 82～83 頁。
- 16) 旧民訴法 118 条においては、「訴訟費用ヲ支払フ資力ナキ者」のみが訴訟救助の人的対象とされていたが、現行法では、「訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者」のほか、さらに「その支払により生活に著しい支障を生ずる者」に拡大されている。